

有価証券の空売りに関する省令（平成四年大蔵省令第五十号）

改正案	現行
<p>（空売りをを行う場合の明示及び確認義務の適用除外）</p> <p>第一条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十六条の三第五項に規定する大蔵省令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 証券取引所の会員が自己の計算による空売り（令第二十六条の三第三項に規定する空売りをいう。以下同じ。）を行う取引のうち、証券金融会社（法第二条第二十一項に規定する証券金融会社をいう。次条において同じ。）から当該証券取引所の決済機構を利用して借り入れた有価証券をもって決済する取引</p> <p>五（略）</p> <p>六 証券取引所の会員が当該証券取引所に上場されている有価証券（外国法人の発行する証券で法第二条第六号に掲げる株券の性質を有するもの及び同条第七号の二に掲げる外国投資証券に限る。）につき自己の計算による空売りをを行う取引のうち、外国有価証券市場において当該会員が当該空売りに係る有価証券の買付けを行う取引であって、次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>七 買い付けた有価証券であってその決済を結了していない有価証券の</p>	<p>（空売りをを行う場合の明示及び確認義務の適用除外）</p> <p>第一条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十六条の三第五項に規定する大蔵省令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 証券取引所の会員が自己の計算による空売り（令第二十六条の三第三項に規定する空売りをいう。以下同じ。）を行う取引のうち、法第二条第十七項に規定する証券金融会社から当該証券取引所の決済機構を利用して借り入れた有価証券をもって決済する取引</p> <p>五（略）</p> <p>六 証券取引所の会員が当該証券取引所に上場されている有価証券（外国法人の発行する証券で法第二条第六号に掲げる株券の性質を有するものに限る。）につき自己の計算による空売りをを行う取引のうち、外国有価証券市場において当該会員が当該空売りに係る有価証券の買付けを行う取引であって、次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>七 有価証券市場において買い付けた有価証券であってその決済を結了</p>

売付けを行う取引のうち、当該買い付けた有価証券により当該売付けの決済を行う取引

八 貸し付けている有価証券（借り入れたものを除く。）の売付けであつて、その決済前に当該有価証券の返還を受けることが明らかの場合における当該有価証券の売付けを行う取引

九 取引所有価証券市場における売買のうち、当該取引所有価証券市場を開設する証券取引所の業務規程で定める売買立会によらない売買による空売りを行う取引

十 転換社債券、新株引受権付社債券若しくは新株引受権を表示する証券若しくは証書又は株券の預託を受けた者が当該株券の発行された国以外の国において発行する証券若しくは証書で当該預託を受けた株券に係る権利を表示するものに係る転換権又は引受権を行使しており、当該権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

第二条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する大蔵省令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

四 証券業協会の協会員が自己の計算による空売りを行う取引のうち、証券金融会社から当該証券業協会の決済機構を利用して借り入れた店頭売買有価証券をもって決済する取引

五 店頭売買有価証券市場において特定の銘柄の店頭売買有価証券につき恒常的に売付け及び買付けの気配を出す義務を負う協会員が、当該店頭売買有価証券市場において当該売付けに係る気配に基づき自己の

していない有価証券の売付けを行う取引

八 有価証券市場における売買取引のうち、当該有価証券市場を開設する証券取引所の業務規程で定める売買立会によらない売買取引による空売りを行う取引

九 転換社債券又は新株引受権付社債券若しくは新株引受権を表示する証券若しくは証書に係る転換権又は引受権を行使しており、当該権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

第二条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する大蔵省令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

四 特定の銘柄の店頭売買有価証券につき恒常的に売付け及び買付けの気配を出す義務を負う協会員が当該売付けに係る気配に基づき自己の計算による空売りを行う取引

計算による空売りをを行う取引

六 買い付けた店頭売買有価証券であつてその決済を結了していない店頭売買有価証券の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた店頭売買有価証券により当該売付けの決済を行う取引

七 貸し付けている店頭売買有価証券（借り入れたものを除く。）の売付けであつて、その決済前に当該店頭売買有価証券の返還を受けることが明らかな場合における当該店頭売買有価証券の売付けを行う取引

八 転換社債券、新株引受権付社債券若しくは新株引受権を表示する証券若しくは証券又は株券の預託を受けた者が当該株券の発行された国以外の国において発行する証券若しくは証券で当該預託を受けた株券に係る権利を表示するものに係る転換権又は引受権を行使しており、当該権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

（空売りをを行う場合の価格制限の適用除外）

第三条 令第二十六条の四第四項に規定する大蔵省令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一～五（略）

六 当該取引所有価証券市場を開設する証券取引所が定める売買単位に満たない数の有価証券につき空売りをを行う取引

七 当該取引所有価証券市場における有価証券の価格を他の証券取引所が開設する取引所有価証券市場における当該有価証券の価格と平準化するために当該有価証券の売付けを行う取引

第四条 令第二十六条の四第五項で準用する同条第四項に規定する大蔵省

五 店頭売買取引により買い付けた店頭売買有価証券であつてその決済を結了していない店頭売買有価証券の売付けを行う取引

六 転換社債券又は新株引受権付社債券若しくは新株引受権を表示する証券若しくは証券に係る転換権又は引受権を行使しており、当該権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

（空売りをを行う場合の価格制限の適用除外）

第三条 令第二十六条の四第四項に規定する大蔵省令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一～五（略）

六 当該有価証券市場を開設する証券取引所が定める売買単位に満たない数の有価証券につき空売りをを行う取引

七 当該有価証券市場における有価証券の価格を他の証券取引所が開設する有価証券市場における当該有価証券の価格と平準化するために当該有価証券の売付けを行う取引

第四条 令第二十六条の四第五項で準用する同条第四項に規定する大蔵省

令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当該店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会が定める売買価格の公表の単位に満たない数の店頭売買有価証券につき空売りをを行う取引

三 当該店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の価格を他の証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場における当該店頭売買有価証券の価格と平準化するために当該店頭売買有価証券の売付けを行う取引

令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当該証券業協会が定める売買価格の公表の単位に満たない数の有価証券につき空売りをを行う取引

三 当該証券業協会が報告を受けべき店頭売買取引による店頭売買有価証券の価格を他の証券業協会が報告を受けべき店頭売買取引による当該店頭売買有価証券の価格と平準化するために当該店頭売買有価証券の売付けを行う取引